

設立趣旨書

1 趣 旨

子どもたちの未来は、社会の未来といわれています。21世紀は、「心の時代に」「ひとの時代に」とは多くの人の願いでしょう。子どもたちに「心の豊かさを！」と考えた時、あそび・表現活動・舞台芸術鑑賞などの文化活動の体験が、地域に、身近に、日常的に、生活の中に、必要だと私たちは考えます。

子どもたちに、地域での芸術文化体験と生活文化活動の体験を！と、子ども劇場が東京の地に誕生して30年、東京都内の情報交流の場として、東京都子ども劇場おやこ劇場協議会を再発足させて12年がたちました。70年代からの飛躍期を経て、90年代に入り、担い手不足や活動のマンネリ化などがおき、組織としての停滞を余儀なくさせられました。様々な新しい挑戦はしてみるものの、時代認識の弱さから、親や子どもの状況の変化をつかみきれず、展望の持てない状況が続きました。

こうした中、90年代の半ばから、「東京の子どもの文化の発展のために何が必要か」という原点を見つめなおすための活動を展開してきました。さまざまな角度での学習研究の場づくりをはじめ、舞台芸術鑑賞活動・表現活動・あそびなどの文化活動のプログラム提供と各地の実践交流、東京規模の他団体との共同活動を行い、自らの社会的役割を再認識しました。この中で、各地の実践者が集い、交流し、研究し合うことの重要性も確認できました。

21世紀、子どもの権利条約31条にもうたわれている子どもの文化権の保障は、大変重要な課題です。学校5日制の完全実施と共に、地域での子どもの文化活動を広げていくことは、社会的な課題となっています。行政や他団体の方々と共に語り合い、協働していくことを視野に入れた社会に責任を持つ法人として、特定非営利活動法人の設立を考えました。

私たちは、東京中の子どもの生活圏での様々な文化体験が多彩に創り出されるために、都内各地の子ども劇場などをはじめとする地域の子どもの文化団体の連絡、交流、支援などを行います。その事を通して地域の文化活動をさらに推進し、子どもの文化の発展と向上に寄与するために特定非営利活動法人子ども劇場東京都協議会を設立します。

2 申請に至るまでの経過

平成14年6月21日13時30分より 設立総会を開き、発起人より設立の趣旨、定款、初年度及び平成15年度の事業計画、収支予算、役員の名簿を提案し、審議の上決定した。

平成 14年 6月 21日

特定非営利活動法人 子ども劇場東京都協議会

設立代表者

住 所 東京都世田谷区大原1丁目31番7号

氏 名 漆畑 栄子